重要なお知らせ

2026年４月１日

2026年度 団体会員区分の新設について

現在、当協議会の団体会員には個別の保育施設以外にも市区町村の保育施設統括部門や市区町村の医師会、大学図書館など多様な団体が会員としてご登録いただいています。このため、2026 年４月１日より、以下のように団体会員区分の新設および変更を行うことといたしました。

該当する会員の皆様には、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

団体会員を「保育施設会員（個別）」「保育施設会員（統括部門）」「その他団体会員」の３区分に変更します。

1）「保育施設会員（個別）」 年会費：18,000 円
保育施設ごとの会員登録

2）「保育施設会員（統括部門）」 年会費：22,000 円
複数の保育施設を運営する法人や市区町村などで保育事業の統括部門を有する場合に限り、統括部門での会員登録が可能（例 法人○○保育事業部、○○市役所保育課など）
刊行物等：統括部門に 1 冊のみの送付
オンライン講座：管轄する保育施設の中で受講を希望する施設数 × 会員価格で受講可能
※参加申込は当協議会指定の参加申込書で統括部門からの一括申請・振込

3）「その他団体会員」 年会費：22,000 円
保育施設以外の団体会員（例 市区町村の医師会や大学図書館など）

団体会員			
名　称	保育施設会員 （個別）	保育施設会員 （統括部門）	その他団体会員
対　象	保育施設 （保育所・こども園・ 病児保育施設など）	複数の保育施設を運営する法人 複数の公立保育園を運営する 市区町村	市区町村の医師会や 大学図書館など
入会基準	保育施設	保育施設の事業統括部門を 有すること	保育施設を持たない 団体会員
入会登録	保育施設ごとで登録	事業統括部門で登録	団体名で登録
年会費	18,000円	22,000円	22,000円
機関誌	登録住所に1冊のみ送付		
オンライン講座 （参加費）	会員価格 ×1	会員価格 × 参加施設数	会員価格 × 参加施設数

※ 複数の保育施設を運営し統括部門を有する法人で、「保育施設会員（個別）」から「保育施設会員（統括部門）」への変更をご希望される場合は、2026年5月までに事務局までご連絡ください。

連絡先 Mail：hoikuhoken-office@themis.ocn.ne.jp